

責任あるサプライチェーンマネジメント

—紛争鉱物を事例として—

Responsible supply chain management

—A case on conflict minerals—

宮 崎 正 浩

Masahiro MIYAZAKI

要 旨

持続可能な発展が人類共通の目標となっている。この中で、企業は、その社会的責任（CSR）として、人権、社会、環境などに配慮する責任ある行動を自社のみならず、サプライヤーにも適用するサプライチェーンマネジメント（SCM）を実施することが強く期待されている。特に近年、コンゴ及び周辺国を原産地とする鉱物資源（紛争鉱物）は、その地域での紛争の資金源となっていることから、それらを使用している企業に対し使用禁止を求める声が市民社会から高まっている。

本稿の目的は、CSRの課題として紛争鉱物を事例に取り上げ、企業の責任あるサプライチェーンマネジメント（SCM）の在り方を考察することである。

米国で2010年7月に成立した証券取引所法改正法（ドッド・フランク法）では、企業は使用する紛争鉱物がコンゴ及び周辺国を原産地としている場合にはその起源と流通経路に関するデュー・ディリジェンスを実施し、その内容を公開することが義務化された。

しかし、同法が適用されるのは米国証券取引所の上場企業に限定されるため、紛争に関与する鉱物の取引が継続する可能性が高い。このような事態を改善するためには、紛争ダイヤモンドの輸出入を各国の自主的な取組みで国際的に禁止したキンバリー・プロセスのような国際的な規制が必要となるであろう。企業は、そのような国際的な規制に備えた準備を開始することが、リスクマネジメントのためには極めて重要であると考えられる。

1. はじめに

地球環境問題や開発途上国の貧困や人権問題などを解決するための「持続可能な発展」が人類共通の目標となっている。このような中で、企業は、グローバリゼーションの進展によって世界中にサプライチェーンを拡大しており、それを通じて世界の経済・社会・環境に大きな影響を与えていている。このため、企業は、人権、社会、環境などに配慮する責任ある行動を自社のみならず、サプライヤーにも適用するサプライチェーンマネジメント（SCM）を実施することが強く期待されている。このことは、国連グローバル・コンパクト（1999）、OECD多国籍企業ガイドライン（2011年改定）、ISO26000（2010）などで明記されている。

このような中で近年注目されるのは、コンゴ及び周辺国（以下「コンゴ等」という。）の紛争地域からの鉱物が、先進国に輸出され、携帯電話やパソコンなどのエレクトロニクス製品に用いられており、その資金が武装勢力による人権侵害の間接的な原因となっていることである。このため、欧米では市民団体が企業に対して紛争鉱物の使用禁止を求めており、また、米国では、2010年7月に成立した証券取引所法改正法（ドッド・フランク法）によって、証券取引所に上場している企業が用いる紛争鉱物がコンゴ等を原産地としている場合にはその起源と流通経路に関するデュー・ディリジェンス（due diligence：相当な注意）を実施し、その内容を公開することが義務化された⁽¹⁾。

この結果、エレクトロニクスを中心とする多くの企業が、サプライチェーンを調査し、コンゴ等における紛争に関連する鉱物を使用しないための対応を迫られている。しかし、多くの企業にとってサプライチェーンは複雑であり、そのトレーサビリティを構築することは容易でない。

本稿の目的は、CSRの課題としてコンゴ及び周辺国を原産地とする紛争鉱物を事例に取り上げ、企業の責任あるサプライチェーンマネジメント（SCM）の在り方を考察することである。

なお、本稿では、「紛争鉱物」は、ドッド・フランク法の定義に従ってタンタル、タングステン、錫、金の4種の鉱物を指し、「紛争関連鉱物」は、それらのうち、コンゴ等における武装勢力の資金源となっている鉱物を指すものとして用いる。

2. 紛争鉱物をめぐる国際的動向

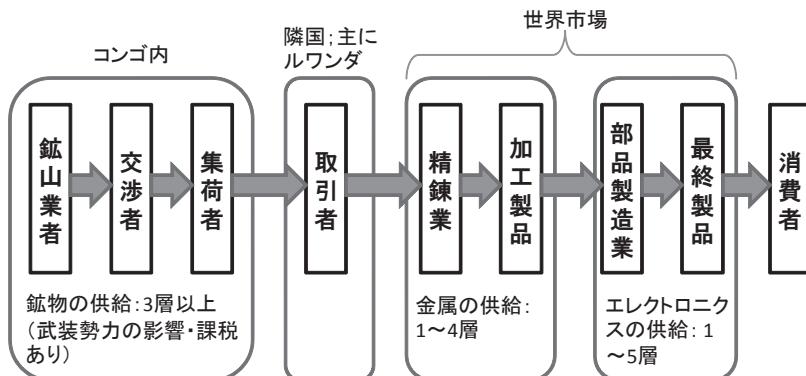
2.1 紛争鉱物のリスク

アフリカのサハラ以南地域は、鉱物資源が豊かである。第2次大戦後に多くの国が長年の歐州

責任あるサプライチェーンマネジメント

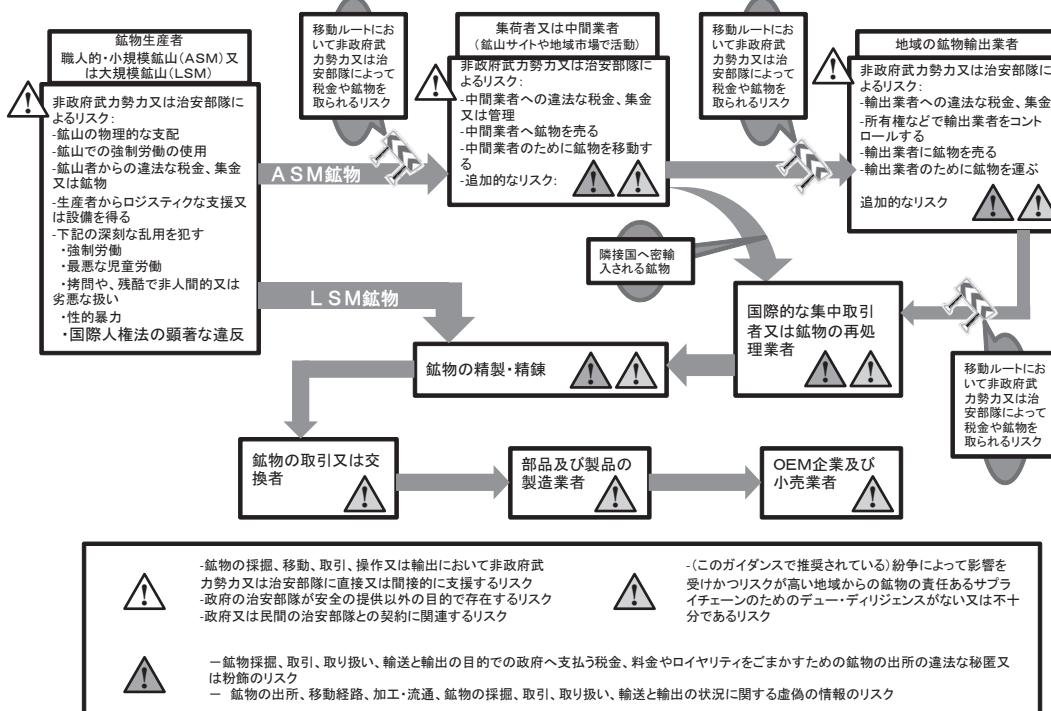
諸国の植民地支配から独立したが、コンゴ等では武力紛争が継続しており、住民の虐殺、難民化、強制労働など著しい人権侵害が起きている。このような武装勢力は、地域内の鉱物資源を違法に採掘又は収奪することで利益を得ており⁽²⁾、これが武器購入の資金源となり、紛争や人権侵害を激化させている。

図1 紛争鉱物のサプライチェーンの模式図



出所：RESOLVE (2010) から筆者作成

図2 紛争鉱物のサプライチェーンのリスク（錫、タンタル、タングステン）



出所：OECD (2011) から筆者作成

コンゴ等における違法に採掘された鉱物資源は、先進国企業が生産するエレクトロニクス製品などに使用されていることから、欧米では市民団体がそれらの企業に対し紛争鉱物の使用中止を要求している。

紛争鉱物のサプライチェーンは、鉱山での採掘から始まり、鉱物の集積と調整、精錬、部品加工、製品化に至るまで何層ものサプライヤーが関係している（図1）。エレクトロニクス企業は一次サプライヤーに対しては影響力を持っているが、その上流のサプライヤーについてはほとんど情報をもっていないし、影響力も余りない。このため、エレクトロニクス企業等が紛争鉱物のサプライチェーンを辿って原産国を明らかにするための努力を開始している。

しかし、仮に紛争鉱物の起源がコンゴ等であることが判明したとしても、それらが武装勢力の資金源となっているかどうかは、当該地域での様々な段階でのチェックが必要であり（図2）、これらを厳密に実施することは非常に困難である。

2.2 國際社会の取り組み

国連人権理事会は、企業の人権に対する責任を明らかにするため、2005年に国連事務総長特別代表としてハーバード大学のジョン・ラギー（John Ruggie）教授を任命し、その検討を開始した。ラギー教授は、2008年に国連人権理事会に対し「保護、尊重、補償」の枠組みと原則を提案し、同理事会はこれを採択した。この枠組みは、①国は企業を含む第三者による人権の侵害から保護する義務がある；②企業は人権を尊重するため人権侵害を回避し、負の影響に対処するためにデュー・ディリジェンスを実施する責任がある；③被害者に対する効果的な補償へのアクセスを向上させる、ということである。

上記のデュー・ディリジェンスについては、OECDは、2011年に「紛争の影響を受けたハイリスクの地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスのガイド」（以下「OECDガイド」という。）を採択した。このガイドでは、紛争鉱物を扱う企業は、武装勢力へ間接的に資金援助しないためにマネジメントシステムを強化し、サプライチェーンでのそのリスクを特定・評価し、対応するための戦略を企画し、実施するとともに、その実施内容については独立した監査人による監査を実施し、その結果を一般に公開することを推奨している。

このOECDガイドは、その作成には政府、企業、NGOが参加しており、紛争鉱物に関する責任あるSCMの指針として国際的なコンセンサスを得たものと言えるであろう。

また、国連安全保障理事会は、2010年11月に「コンゴに関する決議1952」を採択し、紛争鉱物については、OECDガイドを採用し、すべての国に対しこのガイドの認知度を高め、関係する企業がこのガイドに基づいてデュー・ディリジェンスを実施するための適切な手段を講じることを要求した。

2.3 米国ドッド・フランク法

2.3.1 ドッド・フランク法の概要

米国では、2010年7月に証券取引所法の改正法である「ウォール街改革および消費者保護に関する法律」(ドッド・フランク法)が成立した。この1502条は、米国証券取引所(SEC)に上場している企業であって紛争鉱物を使用して生産を行っている企業に対し、紛争鉱物の起源と入手経路について行ったデュー・ディリジェンスの公開を義務化した。本法での紛争鉱物としては、(実際に紛争に関与しているかどうかには関係がなく)タンタル、タングステン、錫、金の4種類が指定された。

本法での規制対象企業は、使用している紛争鉱物の起源がコンゴ等であるかどうかを調べ、もしその起源がコンゴ等である場合およびその起源が不明な場合には、以下の説明を含む「紛争鉱物報告書(Conflict Minerals Report: CMR)」を作成し、SECに提出し、Webでも公開することが義務化された。

- ①紛争鉱物の起源と供給ルートに関するデュー・ディリジェンスを実施するために講じた措置の説明(その措置には、民間の第三者による監査を含む)
- ②紛争鉱物を使用した製品;監査を行った独立した民間セクターの機関;紛争鉱物を処理した施設;紛争鉱物の原産国;鉱山又は起源を調査するために実施したこと。

この法律の施行のためにSECが2010年12月に公表した細則案によると、規制の対象となる企業は、上記の法律の規定を実施するために以下のプロセスを取ることが求められる⁽³⁾。

- (1) 企業は、その使用する紛争鉱物の起源がコンゴ等であるかどうかについて「合理的な原産国調査」を行う。この場合、何をもって合理的と判断するのかの基準は定められないが、その判断をするに当たってどのような調査を行ったかを公開することが求められる(これによって、調査結果が信頼できるかどうかが判断される)。
- (2) 企業が合理的な原産国調査を行った場合には、以下の2通りの結果が出るが、それぞれの場合に企業が取るべきことは次の通りである。
 - (i) 紛争鉱物の起源がコンゴ等ではないことが判明する場合:その製品には「コンゴ紛争に関与しない(DRC conflict free)」というラベルを表示することができる。
 - (ii) 紛争鉱物の起源がコンゴ等であることが判明する場合又は「紛争鉱物の起源がコンゴ等ではない」とは判断できない場合:紛争鉱物の起源と供給ルートを明らかにするためデュー・ディリジェンスを実施し、その内容と結果からCMRを作成し、第三者の民間セクターの監査を受け、これをSECに提出し、Webで公開する。

2.3.2 ドッド・フランク法の評価

SECは上記の細則案についてパブリックコメントを求めたところ、産業界からは多くの反対の声が上がった。米国商工会議所は、この細則案が想定する産業界の負担は過小評価であり、この案を取り下げ、再検討すべきと主張している。また、全米製造業協会は、紛争に関与していない紛争鉱物のトレーサビリティを確立する体制が整備されていないことから、規制を段階的に実施することを提案した。

一方、紛争鉱物問題に焦点を当てているNGOであるGlobal Witnessは、ドッド・フランク法は、現地での政府軍による鉱山地帯の非合法占拠を終了させる等の効果をもたらしていることや、企業がクリーンな鉱物のサプライチェーンを確立しようとして様々な取組みを開始していることから、産業界の圧力に屈せずに予定通り同法を実施すべきと主張している。

コンゴのポール研究所は、本法は、コンゴ等の鉱物の事実上の禁輸となってコンゴの経済を悪化させており、一方、従来からの違法鉱物の取引者は新たな抜け道を探そうとしている、と批判している(SOMO, 2011)。また、Blore & Smillie(2011)は、主要なユーザーがアフリカの鉱物を避けることは、貧しい国の貧しい人々の生活をより困難にさせ、この結果鉱山業者は引き続き採掘し、より値引きされた価格で掠奪者に販売することになるだけであり、現地の経済状態の改善にはつながっていないと批判している。

このような事態を避けるためには、同法の施行時期は、コンゴ等での紛争に関与しない鉱物資源の認証システム（後述）の確立とのタイミングと調整する必要があるであろう。

3. 紛争鉱物のトレーサビリティ

コンゴ等からの紛争鉱物が、武力勢力の資金源となっている紛争関連鉱物かそうでないかを区別するためには、紛争鉱物のトレーサビリティを確立する必要がある。この目的のために、関係国政府や先進国企業が以下のような取組みを行っている。

3.1 精鍊企業から下流のサプライチェーン

ドッド・フランク法によってサプライチェーンの下流から上流に向かってトレーサビリティを要求する圧力が高まっていることが、紛争鉱物のトレーサビリティの確保のための企業の行動を促進する強い要因となっている。

紛争鉱物を使用している先進国のエレクトロニクス企業などは、自社のサプライヤーに対し調査を実施するとともに、企業団体を通じて、サプライチェーンのトレーサビリティを確立するた

めの取り組みを行っている。

電子業界 CSR アライアンス (Electronic Industry Citizenship Coalition : EICC) とグローバル・e-サステイナビリティ・イニシアティブ (Global e-Sustainability Initiative : GeSI) は共同で、2010 年 12 月から、紛争関連鉱物を用いていない精錬所を共同で認定する「紛争に関与しない精錬業プログラム」(Conflict-Free Smelter : CFS) を開始した。この CFS は独立した第三者が精錬企業の調達活動を監査し、その使用しているすべての原料が紛争に関与する鉱物ではないことを認証するものである。この CFS の評価は、紛争鉱物に関する企業の方針や行動規範をレビューするプロセスと、精錬企業が調達した鉱物が紛争に関与したものかどうかを科学的に検証するための材料分析のプロセスで構成されている。

精錬会社は、このような監査を受けないと販売先が限定されてしまうので、監査を受けるインセンティブがある。このため、精錬企業は、サプライチェーンを上流に辿って紛争関連鉱物かどうかを調べる必要が生じてくる。しかし、コンゴ等での鉱山から精錬所までのトレーサビリティが確立していない現状では、ほとんどの精錬企業は、顧客からデュー・ディリジェンスの報告を求められないよう、コンゴ等の鉱物は使わないという選択をするであろう。

3.2 鉱山から輸出・精錬企業までのサプライチェーン

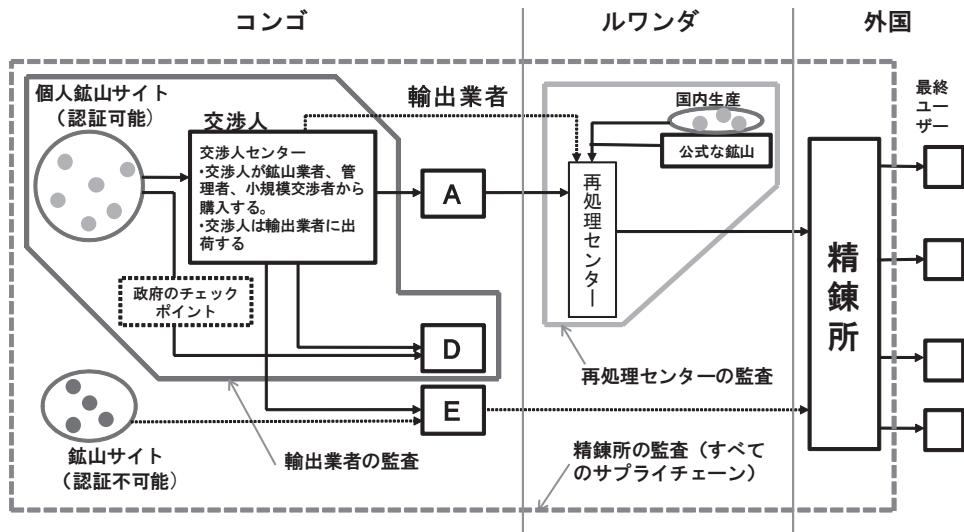
コンゴを含むアフリカ中西部の 11 か国で構成される「アフリカ大湖地域国際会議 (ICGLR)⁽⁴⁾」は、違法な自然資源の採掘と武力紛争との関係を断つため、紛争鉱物の輸出企業に焦点を当てて、鉱山から輸出までのサプライチェーンを辿る地域合法性認証システムである「ICGLR 地域証明メカニズム」を設立する予定である。ICGLR 地域証明メカニズムの実行委員会は、2009 年 9 月から活動を開始し、既に証明マニュアルや、加盟国が自国内で実施するための法律を作成するためのモデル法の案を作成した。また、対象となる鉱物の生産と輸出に関するデータベースのテスト版を作成し、運用を開始している。なお、ICGLR は、2010 年 12 月、同地域から鉱物を調達する企業には、OECD ガイドの遵守を求めるなどを決定した。

紛争鉱物問題に取り組むカナダの NGO である Partnership Africa Canada (PAC) は、この ICGLR 地域証明メカニズム（図 3）の制度設計に関する報告書を 2011 年 3 月に公表した。

この報告書は、ICGLR 地域証明システムで集められたデータは、価格情報は除いて公開することを提案している。しかし、個々の事業者の取引データは、通常は企業秘密であるし、これを公開すると武装勢力の強奪対象となるリスクもある。このため、事業者は情報公開には当然反対するであろう。

また、仮に紛争鉱物の輸送途中で武装勢力による違法な課税があった場合、その輸送業者はその鉱物を公式ルートで販売するために違法な課税の事実を秘匿する強いインセンティブが働くこ

図3 ICGLR 地域証明メカニズムにおける監査の適用範囲



出所：Bllore & Smillie (2011) から筆者作成

とから、合法的なルートに違法な鉱物が混入する可能性が高い。このため、ICGLR 地域証明メカニズムでは、第三者監査機関を設置し、違法取引をチェックすることが予定されている。しかし、Lezhnev & Sullivan (2011) は、この監査システムは、実際に紛争鉱物の違法な取引に関与している政府が管理するものであるため、これを厳格に実施しようとする政治的な意思も、その実施能力もないと指摘している。

なお、上記のほかに、企業ベースの動きとしては、錫の企業団体である国際錫研究所 (ITRI) が、鉱山から精錬所や輸出企業までの錫のトレーサビリティを確立するためのサプライチェーン・イニシアティブ (ITRI Tin Supply Chain initiative : iTSCi) を開始している。しかし、このような企業を主体とした活動は、Lezhnev & Sullivan (2011) によると、情報公開が十分ではなく、厳格な運用を行っているかどうか疑問であるとされている。

以上のように、合法的な紛争鉱物のトレーサビリティを確立しようとしても違法な紛争鉱物の混入が避けられない。このような事態を改善するためには、制度の透明性を高めることが必要であろう。そのための方策としては、NGO が監視に参加し、その監査結果を公表する仕組みを作るべきとの指摘がある (Lezhnev & Sullivan, 2011)。

NGO が参加する仕組としては、米国政府は、紛争に関連しない鉱物のサプライチェーンシステムのパイロットプロジェクトの実施を支援する「責任ある鉱物取引のための官民連合 (PPA)」を 2011 年 10 月に設置した⁽⁵⁾。この PPA は、米国政府、民間企業・団体、市民社会と ICGLR の協働の取り組みであり、NGO としては Partnership Africa Canada などが参加している。このような仕組であれば、透明性が保たれることが期待できる。

責任あるサプライチェーンマネジメント

しかし、このような努力が効果を発揮し、コンゴ等の政府内の腐敗が無視できる程度に減ったとしても、紛争関連鉱物がICGLR 参加国以外の国に密輸されてしまえば、その輸出先の国の原産として合法化され輸出される可能性がある。したがって、ICGLR のような地域的な対応では、紛争関連鉱物を根絶することは難しい。この問題の根本的な解決のためには、後述する国際的な対応の仕組が必要となる。

4. 国際法による対応

国際的な課題に関する解決は、条約によるのが有効である。しかし、多国間の条約を制定するためには、多くの国の利害の調整が必要となる。特に国連の下での条約作成は、参加国が多く、その意思決定が交渉参加国のコンセンサスによることが原則であるため、合意に至るまでには相当のコストと期間が必要である。

このため、緊急に対応すべき課題の解決に対しては、紛争ダイヤモンドの輸出入を規制するために関係国が自主的に交渉して設立したキンバリープロセス (KP) のような仕組が有効である可能性がある。

KP では、国連のスキームの外で関係国の政府、企業、NGO が自主的に交渉に参加し、合意した。Bieri (2010) によると、このような KP の国際的な合意形成が可能であったのは、大規模なダイヤモンド鉱山が主流であって小規模鉱山業者が比較的少ないと、市場で圧倒的なシェアをもつ De beers 社が合意形成に向けて主導的な役割を果たしたためである。また、関係者の合意形成の場の正当性を確保するために、最初から NGO の参加を認めたことは、制度に透明性と正当性を与えた。KP の実施の結果、以前は世界市場の約 15% が非合法なダイヤモンドであったものが、KP の実施後にはそれが 1% 以下となり、紛争ダイヤモンドが資金源であったシェラレオネとアンゴラの内戦を停止させるのに貢献した (Bieri, 2010)。

では、この KP の経験を、紛争鉱物の問題解決のための制度設計に活かすとすればどうすべきであろうか？

まずは、KP が対象とする未加工ダイヤモンドと比較すると、金属鉱物の場合は、一旦精錬工程を経るとその物理的な性状からは原産地につながる情報が全く得られない。このため、紛争鉱物のトレーサビリティは、鉱山から精錬所までの間の物理的な検査等で検証可能な仕組を確立する必要がある。

KP の場合は、ほとんどの消費国が制度に参加し、各 government の輸入管理当局が規制を実施した。しかし、紛争鉱物の場合は、法的な義務が適用されるのは米国証券取引所の上場企業に限定されるため、米国のエレクトロニクス企業等が紛争関連鉱物の購入をやめたとしても、他の企業が

購入を続ければ、紛争関連鉱物の取引は継続することになる。しかも、企業のリスクを評価するためのデュー・ディリジェンスの実施を義務化しただけであり、そのデュー・ディリジェンスのためのOECDガイドは強制力がない。このように現状の紛争鉱物に関する制度は、抜け穴が多く、KPのような違法な鉱物の貿易を削減する効果は期待できない。

さらに、紛争鉱物では、コンゴ等においては紛争に関与しない鉱物の認証システムが現状では存在しないため、米国ドッド・フランク法による規制が導入されると、すべての合法的な鉱物の輸出が停止する可能性がある。これでは、コンゴ等において合法的に鉱山活動を行う事業者は困窮し、その結果、コンゴ等での失業や貧困問題が悪化し、当該地域の持続可能な発展にとって大きなマイナスの影響が出る可能性がある。

一方、米国では、紛争鉱物のトレーサビリティの確保がされていない段階では、企業によるドッド・フランク法順守コストが膨大となる。この結果、米国のエレクトロニクス企業とそのサプライヤーは重い負担を負い、市場での競争上で不利になる。もちろん、米国以外の国の企業も、各國の市民団体からの圧力に応じて紛争鉱物についてのデュー・ディリジェンスを自主的に実施する可能性もある。しかし、法的規制があるのと、市民団体からの圧力のみとでは対応に大きな差が出るであろう。後者で動くのは、市民団体のキャンペーンによってブランド価値を損するおそれがある一部の企業に限定される。

以上のことから、ドッド・フランク法をただちに施行することは、コンゴ等での紛争の資金源を断つためには費用対効果が低いと評価せざるを得ない。このため、ドッド・フランク法の実施は、現地での紛争鉱物の認証制度の整備状況を見ながら、適切な時期に段階的に導入することが現実的であろう。

しかし、既に述べたように、米国のドッド・フランク法と企業の自主的取組のみによっては、コンゴ等での紛争関連鉱物による紛争の資金源を断つ効果は余り期待できない。このため、早晚、キンバリー・プロセス(KP)のように、紛争関連鉱物の輸入を規制するための主要な消費国が参加する国際的な貿易規制の必要性が認識されるようになるであろう。既にEUでは、米国のような紛争鉱物の法規制の導入についての検討が始まっている(SOMO, 2011)。

以上のことから、紛争鉱物については、将来はKPのような国際的な規制が導入される可能性が高いと考えられる。

5. 企業の責任あるSCMの在り方

菊池(2006)によると、SCMは、「顧客に価値を付加するモノ、サービス、情報を効率的、効果的かつスピーディに提供するための企業間統合」と定義され、その目的は、「企業のコスト低

責任あるサプライチェーンマネジメント

減、顧客価値と顧客満足の向上、競争優位性の確保」にある。

サプライチェーンマネジメントのパフォーマンスを向上させる方法について研究したLee(2004)によると、持続的な競争優位をもたらすのは、俊敏で、適応力に富み、利害の一一致したサプライチェーンだけである。この俊敏とは、急な需給変動にも即応できることである。

このような視点からとらえると、企業にとっての紛争鉱物の問題は、その使用がコンゴ等の内紛や人権侵害の資金源となっていることから、顧客がそれを含んだ製品を購入しなくなるという市場の変化に対し、企業がどのように対応すべきか、という問題であると言える。欧米でのこれまでの市民運動からすると、紛争関連鉱物を使用している企業に対しては、市民からのボイコット運動が起きる可能性が高いことから、企業はこのような市場の変化に迅速に対応することが求められる。企業は、このようなリスクにどれほど対応できるかどうかが、その企業の持続的な競争優位性に影響を与えると言ってよいであろう。その意味で、紛争鉱物への対応は、企業のリスクマネジメントのために極めて重要な課題である。

では、欧米と日本の企業は、紛争鉱物に対しどのように対応を取っているのであろうか？欧米と日本の主要企業の取り組みは、表1、表2の通りである。

多くの欧米企業は、紛争関連鉱物は使用しないとの方針を公開し、それを調達規則等に盛り込み、また、サプライヤーに対し自社の行動規範の採用を求めている。また、紛争鉱物のトレーサビリティを構築するために、自社によるサプライヤーの監査に加え、EICCなどの共同監査に参加し、紛争鉱物のトレーサビリティの確立に積極的に取り組んでいる。

しかし、日本企業の多くは、紛争鉱物への方針は明確に示しておらず、EICCなどの共同作業に参加するところも少ない。これは、多くの日本企業は外国での人権問題に対する感度が低く、また、米国国内法の規制のために緊急に対応しなければならないとする意識が醸成されていないためと考えられる。また、日本国内では企業に対し紛争鉱物への対応を求める市民団体もほとんどないことも大きな要因となっているであろう。

しかし、既に述べたように、紛争鉱物については、将来はKPのような国際的な規制が導入される可能性が高いため、企業は、それに備えた準備を開始することがリスクマネジメント上は極めて重要であると考えられる。日本企業は、一刻も早く、欧米企業との差を縮めるための取り組みを開始する必要があるであろう。

なお、企業が紛争鉱物に関するSCMの導入を検討するに当たっては、OECDガイドのほか、国連グローバル・コンパクトが2010年に作成したガイドである「サプライチェーンの持続性」が参考になるであろう。

表1 欧米の主な企業の取り組み（アルファベット順）

企 業	方 針	具体的な行動
アップル	アフリカの紛争鉱物は購入しない。	サプライヤーの紛争鉱物使用を調査し、結果を公表。精鍊企業を監査。
デル	紛争関連鉱物の購入を控える	サプライヤーの紛争鉱物使用を調査。精鍊企業を監査。
エリクソン	ソニーとの合弁である「ソニーエリクソン社」は紛争関連タンタルの使用を禁止。	サプライヤーがコンゴ等からのタンタルは使用していないことを確認。タンタルを用いたキャパシターのほとんどをセラミクス製に代替。
フィリップス	紛争関連鉱物は購入しない。	
ヒューレット・パッカード	紛争関連鉱物は購入しない。	サプライヤーが紛争関連鉱物を使用していないことを確認。
インテル	アフリカの紛争鉱物を購入しない。	精鍊企業を監査。
モトローラ	サプライヤーに対しコンゴ等での人権侵害に貢献しないという期待を表明。	
ノキア	紛争地域からの紛争金属は購入しない。	責任のある方法で採掘されたものかを確認。主要サプライヤーには原産地を確認。
テレフォニカ	コンゴの紛争鉱物の使用は支持しない。	定期的にサプライヤーに対しコンゴの紛争鉱物を使用していないことを確認。
ティファニー	コンゴ等からの鉱物は使用しない	コンゴ等以外の国からの鉱物を調達する。
ボーダフォン	紛争地域からの紛争鉱物は使わない。	サプライチェーンを遡る調査を実施中。

(出所) 各社のホームページ、サステイナビリティ報告書等から筆者作成

表2 日本の主な企業の取り組み（五十音順）

企 業	方 針	具体的な行動
NEC	記述なし。	今後対応。
キヤノン	記述なし。	紛争鉱物の使用状況を調査。
シャープ	紛争関連鉱物を使用しない。	サプライヤーに対し紛争鉱物の使用状況と原産国を調査。
千住金属工業	コンゴ等の紛争鉱物は購入しない。	コンゴ等からの錫を使用していないことを確認。
ソニー	記述なし。	EICCなどの取り組みと協調して取り組む。
東芝	コンゴ等からの紛争鉱物を使用しない。	紛争鉱物の使用の有無についてサプライヤー調査を開始。
パナソニック	紛争関連鉱物は使用しない。	主要なサプライヤーに対し鉱物調達先を確認中。
日立	紛争に関連しない鉱物の調達に取り組む。	記述なし。
富士通	記述なし。	主要な部品調達先への聞き取り調査を開始した。

(出所) 各社のホームページ、サステイナビリティ報告書等から筆者作成

6. 結論

米国ドッド・フランク法によって、紛争鉱物を使用する米国証券取引所上場企業は、コンゴ等における武装勢力への間接的な資金源となるリスクを回避するためのデュー・ディリジェンスを実施することが法的に義務化した。これは、従来の国連を中心とする国際的なルール作りではない、新しい試みである。この規制に備えるため、既に多くの企業が紛争関連鉱物を使用しないことを宣言し、そのトレーサビリティを確立するための自主的な取組みを開始している。しかし、先進国企業が実施可能なものは、精錬所から下流のサプライチェーンのトレーサビリティの構築のみである。

鉱山から精錬所までのサプライチェーンについては、コンゴ等の関係国政府（ICGLR）が地域証明メカニズムを作る動きはあるが、政府が腐敗している現状では、直ちに有効な制度となることは期待できない。信頼性のあるトレーサビリティ確保のためには、NGOの運営への参加や監査結果の公表などによって、透明性を確保する必要があるであろう。

ドッド・フランク法については、紛争鉱物のトレーサビリティが構築されていない現状で直ちに施行されると、コンゴ等からのすべての合法的な紛争鉱物の輸出が停止する可能性がある。この結果、コンゴ等の持続可能な発展にとっては逆効果となってしまう。このため、同法の施行は、コンゴ等での紛争鉱物の認証制度の確立とのタイミングの調整が必要であると考えられる。

また、同法が適用されるのは米国証券取引所の上場企業に限定されるため、違法な紛争関連鉱物の取引は継続する可能性が高い。この結果、紛争関連鉱物を市場から排除する効果はあまり期待できない。

このような事態を改善するためには、紛争ダイヤモンドの輸出入を各国の自主的な取組みで国際的に禁止したキンバリー・プロセスのような国際的な規制の仕組が必要となるであろう。企業は、そのような国際的な規制に備えた準備を開始することが、リスクマネジメントのためには極めて重要であると考えられる。

本稿では、CSRの課題として紛争鉱物を事例に取り上げ、企業の責任あるサプライチェーンマネジメント（SCM）の在り方を考察した。最近では、紛争鉱物のみならず、違法木材の輸入規制を行うEU木材法においてもデュー・ディリジェンスが求められている（糸井、2011）。ISO26000（2010）に記述されているようにデュー・ディリジェンスは社会的責任の中核分野に適用されるべきものである。このように企業の社会的責任に関連したデュー・ディリジェンスのあり方は、今後の研究課題であろう。

注

- (1) ISO26000 (2010) では、「デュー・ディリジェンス」は、「あるプロジェクト又は組織のライフサイクル全体における、組織の決定及び活動によって起こる、実際の及び潜在的な、社会的、環境的及び経済的なマイナスの影響を回避し軽減する目的で、マイナスの影響を特定する包括的で積極的なプロセス」と定義し、組織の社会的責任の中核事項に対して実施することを推奨している。
- (2) コンゴ政府軍も、紛争鉱物の違法な開発、強奪や課税に関与していると指摘されている (UN、2000)。
- (3) 細則は本稿執筆時 (2012年1月) には公布されていない。
- (4) 現在の加盟国は、アンゴラ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ザンビアの11カ国である。
- (5) 在コンゴ米国大使館のHP : http://kinshasa.usembassy.gov/pressrelease_english_10062011.html

参考文献

1. 菊池康也 (2006) 「SCMの理論と戦略」、税務経理協会
2. 粕井まり (2011) 「生物多様性の保全のためのサプライチェーン管理：政府による規制の効果についての考察～EU木材法」、『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第12号、pp153-166.
3. Bieri, F. (2010) "From Blood Diamond to the Kimberly Process-How NGOs Cleared Up the Global Diamond Industry", Ashgate.
4. Blorre, S. and Smillie, I. (2011) "Taming the Resource Curse: Implementing the ICGLR Certification Mechanism for Conflict-prone Minerals", Partnership Africa Canada
5. International Organization for Standardization (ISO) (2010) "ISO 26000 Guidance on social responsibility" 邦訳：日本規格協会 ISO/SR 国内委員会監修「ISO26000 社会的責任に関する手引き」日本規格協会、2011年
6. Lee H. L. (2004) "The Triple-A Supply Chain", Harvard Business School, Oct. 2004, Harvard Business School Publishing Corporation, 邦訳：ハウ L リー (2004) 「トリプル A のサプライチェーン」、Diamond ハーバード・ビジネス・レビュー編集部編・訳 (2006) 『サプライチェーンの経営学』ダイヤモンド社、pp.3-38.
7. Lezhnev, S. & Sullivan, D (2011) "Certification: The Path to Conflict-Free Minerals from Congo".
8. OECD (2011) "OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas", OECD Publishing.
9. RESOLVE (2010) "Tracing a Path Forward: A Study of the Challenges of the Supply Chain for Target Metals Used in Electronics".
10. SOMO (Center for Research on Multinational Corporations) (2011) "Roundtable on Conflict Minerals Legislations-Toward prevention of trade in conflict minerals and promotion of trade in clean minerals

責任あるサプライチェーンマネジメント

from Condo”, Hosted by Judith Sargentini MEP & makeITfair, European Parliament, Brussels, 26 May 2011.

11. United Nations (2010) “Final Report of the Group prepared pursuant to paragraph 6 of Security Council resolution 1896 (2009)”, S/2010/596, Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo
12. United Nations Global Compact & BSI (2010) “Supply Chain Sustainability: A Practical Guide for Continuous Improvement”, 邦訳：環境経営学会サプライチェーン・マネジメント研究委員会「サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践的ガイド」

本研究は、日本私立学校振興・共済事業団平成23年度学術研究振興資金及び平成23年度跡見学園女子大学特別研究助成費の助成を受けた研究成果である。ここに記して御礼申し上げる。